

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画の概要

I 策定の趣旨

- ・平成29年3月「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行
- ・建設業の役割の重要性や労働災害の発生状況等から、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって建設業の健全な発展に資するとしている
- ・都道府県は国が策定した基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める
※国では「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」を平成29年6月に策定

II 本道における建設業と建設工事従事者を取り巻く現状や課題

- ・建設業における労働災害の死傷者の3割が墜落・転落。死亡事故の6割は50歳以上
- ・建設業就労者の半数が50歳以上。29歳以下は1割
- ・労務単価は上昇傾向だが、平均月収は全国平均を下回り、労働時間は全国平均を上回る
- ・本道は冬期の積雪や凍結によって、工事の品質や工程管理などに配慮が必要

III 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画

基本方針に沿って、総合的かつ計画的に講ずべき施策とその推進に必要な事項を定める

1 基本的な方針

- (1) 適正な請負代金の額、工期等の設定（安全衛生経費や適切な工期の確保）
- (2) 設計、施工等の各段階における適切な措置（安全及び健康の確保に向けた適切な措置）
- (3) 安全及び健康に関する意識の向上（安全及び健康を最優先に考える気風の醸成）
- (4) 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上（労働環境の整備）

2 総合的かつ計画的に講ずべき施策

- (1) 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
・経費の適切な積算と下請まで支払、冬期施工や休日等を考慮した工期設定など
- (2) 責任体制の明確化
・元請負人と下請負人の対等な関係に基づく適正な契約締結と役割の明確化
- (3) 建設工事の現場における措置の統一的な実施
・建設業者間の連携による安全及び健康促進、一人親方等の安全及び健康の確保など
- (4) 建設工事の現場の安全性の点検等
・建設業者の自主的な取組や生産性向上の促進など
- (5) 安全及び健康に関する意識の啓発
・安全衛生教育と意識啓発の自主的な取組の促進など

3 施策を推進するために必要な事項

- (1) 建設工事従事者の処遇改善及び地位の向上を図る
・社会保険等の加入の徹底 ・建設キャリアアップシステムの活用推進
・働き方改革の推進（適切な工期の設定など）、適切な賃金水準の確保 など
- (2) 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
・労働安全衛生法令の遵守徹底（冬期施工への配慮） など